

平成25年4月1日から、岡山県の事務・権限の一部が市に移譲され、事務の「担当窓口」が変わります。
 ご不明な点は、下記の窓口までお問い合わせください。

移譲された事務 (下段の「・」は主な事務内容)	事務の担当窓口	
	平成25年3月31日まで 県	平成25年4月1日から 市
未熟児の支給認定等 ・未熟児養育医療の支給申請の受付 ・未熟児養育医療支給に係る認定 ・未熟児養育医療券の交付 ・未熟児養育医療費の支払い ・未熟児の訪問指導	医薬安全課 特定保健対策班 :086-226-7342	健康増進課 健康増進班 :086-955-1117
育成医療の支給認定等 ・育成医療の支給申請の受付 ・育成医療支給に係る認定 ・育成医療受給者証の交付 ・育成医療費の支払い	医薬安全課 特定保健対策班 :086-226-7342	社会福祉課 福祉推進班 :086-955-1115
専用水道及び簡易専用水道に関する事務 ・専用水道の確認申請の受付 ・専用水道の変更届等の受付 ・簡易専用水道の設置届等の受付	備前保健所衛生課 :086-272-4038	上下水道課 管理班 :086-955-2743